

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	2025年12月12日提出
<b>【発行者名】</b>	ニッセイアセットマネジメント株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 大関 洋
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	投資信託業務部 茶木 健
<b>【電話番号】</b>	03 - 5533 - 4608
<b>【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】</b>	ニッセイETF S&P500イコール・ウェイト（為替 ヘッジなし）
<b>【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券の金額】</b>	当初募集額 上限10億円 継続募集額 上限10兆円
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年9月8日をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」ということがあります）の記載事項を、実質的な投資対象とする上場投資信託証券の管理報酬等の引下げにかかる投資信託約款の変更にともない新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出します。

## 【訂正の内容】

\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

##### 基本方針

ファンドは、信託財産の1口当りの純資産額の変動率をS & P 5 0 0イコール・ウェイト指数（配当込み、円換算ベース）の変動率に一致させることを基本方針とします。  
以下「ベンチマーク」ということがあります。

##### 運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。  
ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<イメージ図>



※有価証券届出書提出日現在で投資対象とするETFです。今後、見直す場合があります。

##### ファンドの特色

## 1 S&P500イコール・ウェイト指数(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果をめざします。

- 信託財産の1口当りの純資産額の変動率をS&P500イコール・ウェイト指数(配当込み、円換算ベース)の変動率に一致させる投資成果をめざし、米国の株式等を主要投資対象とするETF(上場投資信託証券)に投資します。

### S&P500イコール・ウェイト指数とは

S&P500イコール・ウェイト指数とは、米国の代表的な株価指数であるS&P500指数に採用されている500銘柄について、そのウェイトが均等になるように調整された指数です。採用銘柄の日々の時価変動等により各銘柄のウェイトにずれが生じますが、ウェイトを均等にするための調整は四半期毎に実施されます。

なお、S&P500指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表している株価指数で、市場規模、流動性、業種等を勘案して選ばれたニューヨーク証券取引所などに上場および登録されている500銘柄を時価総額で加重平均し指数化したものです。

〈有価証券届出書提出日現在で投資対象とするETFについて〉

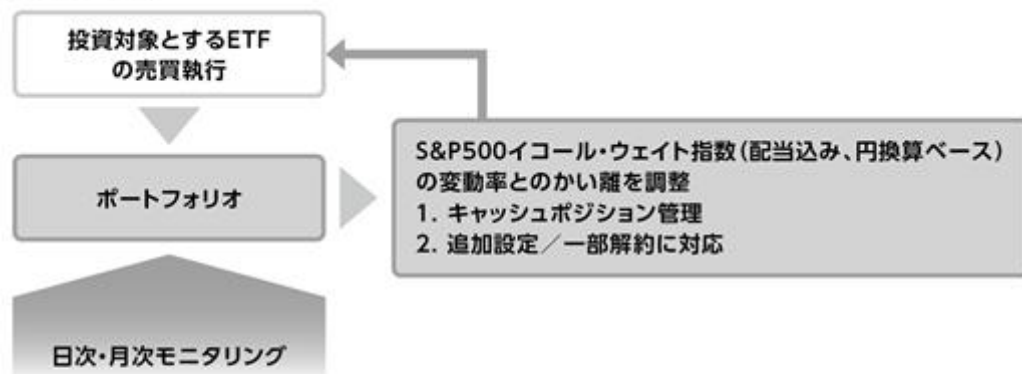
下記のETFの概要は、本書作成日現在で委託会社が知り得る情報をもとに作成しています。

なお、投資対象とするETFは、今後見直す場合があります。

名 称	Xトラックーズ S&P 500 イコール ウェイト UCITS ETF 2D
運 用 方 針	S&P500イコール・ウェイト指数(配当込み)の動きに連動する投資成果をめざします。
管 理 報 酬 等	実質年率0.14%程度*
上 場 取 引 所	ロンドン証券取引所
基 準 通 貨	米ドル
運 用 会 社	DWS インベストメントS.A.

※Xトラックーズ S&P 500 イコール ウェイト UCITS ETF 2Dの管理報酬等は年率0.2%程度ですが、このうち年率0.06%は当ファンド(ニッセイETF S&P500イコール・ウェイト(為替ヘッジなし))に対して払戻されるため、実質的な管理報酬等は年率0.14%程度となります。

〈運用プロセス〉



〈基準価額とベンチマークの連動性に関する留意点〉

ファンドにおける資金の流出入と実質的な投資対象とするETFの売買のタイミングのずれ、株価指数先物\*とS&P500イコール・ウェイト指数(配当込み)の動きの不一致、またファンドは売買時のコストや運用管理費用(信託報酬)等の費用を負担することなどから、基準価額とベンチマークの動きが完全に一致するものではありません。

※ファンドはベンチマークとの連動を維持するため、株価指数先物取引を利用することがあります。

## 2原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

・為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

### ●S&P500イコール・ウェイト指数の著作権等について

S&P500イコール・ウェイト指数は、S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJ」）の商品であり、これを利用するライセンスがニッセイアセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、Standard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスがニッセイアセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切の責任を負いません。

なお、S&P500イコール・ウェイト指数（配当込み、円換算ベース）とは、S&P500イコール・ウェイト指数（配当込み）をもとに委託会社が独自に円換算したものです。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

### 信託金の上限

5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

### ファンドの分類

追加型投信 / 海外 / 株式 / ETF / インデックス型に属します。

課税上は上場証券投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型

### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回 年4回 年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ( )	TOPIX
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米			
その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	日々 その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東) エマー ジング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 (S&P500 イコール・ ウェイト指数)
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型					

## 商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。
インデックス型	目論見書または約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

## 属性区分表

その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものをいう。
年2回 北米	目論見書または約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド 為替ヘッジなし	目論見書または約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。 目論見書または約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
その他の指数 (S&P500 イコール・ ウェイト指数)	目論見書または約款において、S&P500イコール・ウェイト指数の動きに連動することを目標に運用を行う旨の記載があるものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、

一般社団法人 投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 訂正後 >

### 基本方針

ファンドは、信託財産の1口当りの純資産額の変動率をS & P 5 0 0 イコール・ウェイト指数（配当込み、円換算ベース）の変動率に一致させることを基本方針とします。

以下「ベンチマーク」ということがあります。

### 運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

### <イメージ図>



※有価証券届出書提出日現在で投資対象とするETFです。今後、見直す場合があります。

### ファンドの特色

## ① S&P500イコール・ウェイト指数(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果をめざします。

- 信託財産の1口当りの純資産額の変動率をS&P500イコール・ウェイト指数(配当込み、円換算ベース)の変動率に一致させる投資成果をめざし、米国の株式等を主要投資対象とするETF(上場投資信託証券)に投資します。

### S&P500イコール・ウェイト指数とは

S&P500イコール・ウェイト指数とは、米国の代表的な株価指数であるS&P500指数に採用されている500銘柄について、そのウェイトが均等になるように調整された指数です。採用銘柄の日々の時価変動等により各銘柄のウェイトにずれが生じますが、ウェイトを均等にするための調整は四半期毎に実施されます。

なお、S&P500指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表している株価指数で、市場規模、流動性、業種等を勘案して選ばれたニューヨーク証券取引所などに上場および登録されている500銘柄を時価総額で加重平均し指数化したものです。

〈有価証券届出書提出日現在で投資対象とするETFについて〉

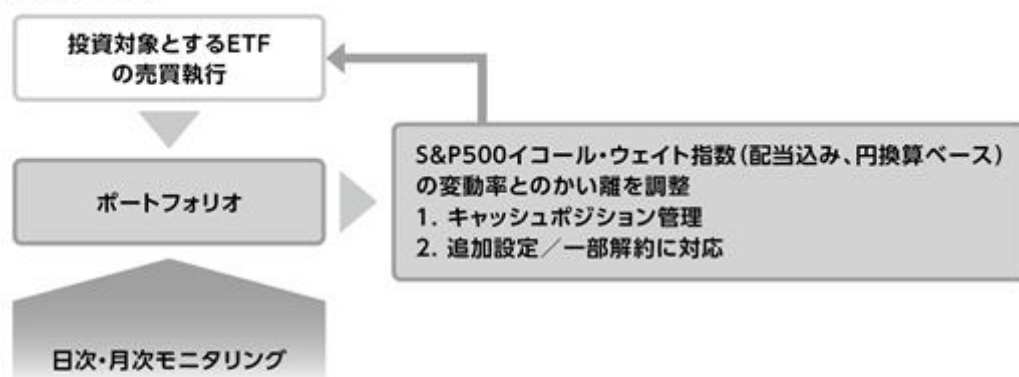
下記のETFの概要は、本書作成日現在で委託会社が知り得る情報をもとに作成しています。

なお、投資対象とするETFは、今後見直す場合があります。

名 称	Xトラックーズ S&P 500 イコール ウェイト UCITS ETF 2D
運 用 方 針	S&P500イコール・ウェイト指数(配当込み)の動きに連動する投資成果をめざします。
管 理 報 酬 等	実質年率0.12%程度*
上 場 取 引 所	ロンドン証券取引所
基 準 通 貨	米ドル
運 用 会 社	DWS インベストメントS.A.

\*Xトラックーズ S&P 500 イコール ウェイト UCITS ETF 2Dの管理報酬等は年率0.15%程度ですが、このうち年率0.03%は当ファンド(ニッセイETF S&P500イコール・ウェイト(為替ヘッジなし))に対して払戻されるため、実質的な管理報酬等は年率0.12%程度となります。

〈運用プロセス〉



〈基準価額とベンチマークの連動性に関する留意点〉

ファンドにおける資金の流出入と実質的な投資対象とするETFの売買のタイミングのずれ、株価指数先物\*とS&P500イコール・ウェイト指数(配当込み)の動きの不一致、またファンドは売買時のコストや運用管理費用(信託報酬)等の費用を負担することなどから、基準価額とベンチマークの動きが完全に一致するものではありません。

\*ファンドはベンチマークとの連動を維持するため、株価指数先物取引を利用することがあります。

## 2原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

・為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

### ●S&P500イコール・ウェイト指数の著作権等について

S&P500イコール・ウェイト指数は、S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJ」）の商品であり、これを利用するライセンスがニッセイアセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、Standard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスがニッセイアセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切の責任を負いません。

なお、S&P500イコール・ウェイト指数（配当込み、円換算ベース）とは、S&P500イコール・ウェイト指数（配当込み）をもとに委託会社が独自に円換算したものです。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

### 信託金の上限

5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

### ファンドの分類

追加型投信 / 海外 / 株式 / ETF / インデックス型に属します。

課税上は上場証券投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型

### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回 年4回 年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ( )	TOPIX
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米			
その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	日々 その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東) エマー ジング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 (S&P500 イコール・ ウェイト指数)
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型					

## 商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。
インデックス型	目論見書または約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

## 属性区分表

その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものをいう。
年2回 北米	目論見書または約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド 為替ヘッジなし	目論見書または約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。 目論見書または約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
その他の指数 (S&P500 イコール・ ウェイト指数)	目論見書または約款において、S&P500イコール・ウェイト指数の動きに連動することを目標に運用を行う旨の記載があるものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、

一般社団法人 投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## ( 2 ) 【ファンドの沿革】

## &lt; 訂正前 &gt;

2025年9月29日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始  
2025年10月1日 受益権を東京証券取引所に上場 ( 予定 )

## &lt; 訂正後 &gt;

2025年9月29日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始  
2025年10月1日 受益権を東京証券取引所に上場

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

<訂正前>

主として、ニッセイS & P 5 0 0 イコール・ウェイト インデックスマザーファンドへの投資を通じて、実質的に米国の株式等を主要投資対象とするETF(上場投資信託証券)に投資し、信託財産の1口当りの純資産額の変動率をS & P 5 0 0 イコール・ウェイト指数(配当込み、円換算ベース)の変動率に一致させることをめざします。

上記マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

S & P 5 0 0 イコール・ウェイト指数(配当込み、円換算ベース)との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（参考）マザーファンドの概要

ニッセイ S & P 5 0 0 イコール・ウェイト インデックスマザーファンド

（１）基本方針

マザーファンドは、S & P 5 0 0 イコール・ウェイト指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動させることを目標とした運用を行います。

（２）運用方法

a 投資対象

ETFを主要投資対象とします。

b 投資態度

主として、米国の株式等を主要投資対象とするETFに投資することにより、S & P 5 0 0 イコール・ウェイト指数（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざします。

ETFの組入比率は、原則として高位を保ちます。

S & P 5 0 0 イコール・ウェイト指数（配当込み、円換算ベース）との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<投資対象候補のETFの概要>

名 称	Xトラッカーズ S & P 5 0 0 イコール ウェイト UCITS ETF 2 D
運 用 会 社	DWS インベストメントS.A.
運 用 方 針	S & P 5 0 0 イコール・ウェイト指数（配当込み）の動きに連動する 投資成果をめざします。
管理報酬等	年0.2%程度

（３）投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該

比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<訂正後>

主として、ニッセイS & P 500イコール・ウェイト インデックスマザーファンドへの投資を通じて、実質的に米国の株式等を主要投資対象とするETF(上場投資信託証券)に投資し、信託財産の1口当りの純資産額の変動率をS & P 500イコール・ウェイト指数(配当込み、円換算ベース)の変動率に一致させることをめざします。

上記マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

S & P 500イコール・ウェイト指数(配当込み、円換算ベース)との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（参考）マザーファンドの概要

ニッセイ S & P 5 0 0 イコール・ウェイト インデックスマザーファンド

（１）基本方針

マザーファンドは、S & P 5 0 0 イコール・ウェイト指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動させることを目標とした運用を行います。

（２）運用方法

a 投資対象

E T F を主要投資対象とします。

b 投資態度

主として、米国の株式等を主要投資対象とする E T F に投資することにより、S & P 5 0 0 イコール・ウェイト指数（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざします。

E T F の組入比率は、原則として高位を保ちます。

S & P 5 0 0 イコール・ウェイト指数（配当込み、円換算ベース）との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

< 投資対象候補の E T F の概要 >

名 称	Xトラッカーズ S & P 5 0 0 イコール ウェイト U C I T S E T F 2 D
運 用 会 社	DWS インベストメント S . A .
運 用 方 針	S & P 5 0 0 イコール・ウェイト指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざします。
管理報酬等	年0.15%程度

（３）投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該

比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (3)【信託報酬等】

###### <訂正前>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.066% (税抜0.06%)の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分(年率・税抜)	
委託会社	受託会社
0.04%	0.02%

・表に記載の料率には、別途消費税等相当額がかかります。

前記の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

##### (参考1) ファンドが実質的な投資対象とするETFの管理報酬率

ETFの運用・管理等にかかる管理報酬率は、実質年0.14%程度となります。

ファンドが実質的な投資対象とするETFの管理報酬率は年0.2%程度ですが、このうち年0.06%は当ファンドに対して払戻されるため、実質的な管理報酬率は年0.14%程度となります。

ファンドが実質的な投資対象とするETFの管理報酬率は、本書作成日現在で委託会社が知り得る情報に基づくものであり、上記の料率は今後変更となる場合があります。また、今後投資対象とするETFを見直す際には、新たなETFの管理報酬率が適用されるため、上記の料率は変更となる場合があります。

##### (参考2) ファンドが実質的な投資対象とするETFを含めた実質的な信託報酬 信託財産の純資産総額に年0.206%(税込)程度の率をかけた額となります。

「実質的な信託報酬」とは、ファンドが実質的な投資対象とするETFを100%組入れた場合の費用です。上記は目安であり、次の場合には投資者が負担する実質的な信託報酬は変動します。

- ・ファンドが実質的な投資対象とするETFへの投資割合が変わる場合
- ・上記の投資対象とするETFの管理報酬率が変更となる場合
- ・投資対象とするETFを見直し、別のETFに入替える場合 等

###### <訂正後>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.066% (税抜0.06%)の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分(年率・税抜)	
委託会社	受託会社
0.04%	0.02%

・表に記載の料率には、別途消費税等相当額がかかります。

前記の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

##### (参考1) ファンドが実質的な投資対象とするETFの管理報酬率

ETFの運用・管理等にかかる管理報酬率は、実質年0.12%程度となります。

ファンドが実質的な投資対象とするETFの管理報酬率は年0.15%程度ですが、このうち年0.03%は当ファンドに対して払戻されるため、実質的な管理報酬率は年0.12%程度となります。

ファンドが実質的な投資対象とするETFの管理報酬率は、本書作成日現在で委託会社が知り得る情報に基づくものであり、上記の料率は今後変更となる場合があります。また、今後投資対象とするETFを見直す際には、新たなETFの管理報酬率が適用されるため、上記の料率は変更となる場合があります。

（参考2）ファンドが実質的な投資対象とするETFを含めた実質的な信託報酬  
信託財産の純資産総額に年0.186%（税込）程度の率をかけた額となります。

「実質的な信託報酬」とは、ファンドが実質的な投資対象とするETFを100%組入れた場合の費用です。上記は目安であり、次の場合には投資者が負担する実質的な信託報酬は変動します。

- ・ファンドが実質的な投資対象とするETFへの投資割合が変わる場合
- ・上記の投資対象とするETFの管理報酬率が変更となる場合
- ・投資対象とするETFを見直し、別のETFに入替える場合 等